

評価基準の解説

本解説には産業技術系専門職大学院基準（以下、評価基準という）の意図と解釈、および評価のポイント等を記載している。評価基準は、学校教育法第109条に規定する大学評価基準として策定されたものであり、産業技術系専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、8個の基準と50個の評価項目で構成される。枠で囲まれた部分は評価基準であり、その後に各評価項目に対する解説を記述している。認証評価を受ける専攻は、本解説の趣旨を踏まえて教育活動に取り組むとともに、自己評価書の作成にあたって参照する必要がある。

評価基準の解説は、その内容により、次の3つに分類される。

(i) 専攻において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「…でなければならない。」「…が求められる。」「…必要がある。」等

(ii) 専攻において、定められた内容に関する措置が講じられていることが望まれるもの。

例 「…に努めていることが求められている。」等

(iii) 専攻において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。

例 「…が望ましい。」等

【基準1】

基準1 使命・目的および学習・教育目標の設定と公開

- (1) 専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。
- (2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。
- (3) 専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。
 - (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力
 - (ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力
 - (iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養
 - (iv) 継続的に学習できる能力
 - (v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行なうために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル
 - (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。
- (4) 研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。

【解説】

基準1(1)は、専攻の使命・目的の設定・公開に関するものである。法令により、専攻（あるいはその所属する研究科）ごとに、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を学則等に定め、公表することが求められている。

基準1(2)は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー、以下「DP」とする）の策定と公開に関するものである。DP および DP と基準1(3)にある学習・教育目標との関係については、本節末で説明する。

基準1(3)は、高度な専門職業人の育成を目的として専攻が設定する学習・教育目標について定めている。学習・教育目標とは、専攻が保証する具体的な学習・教育の成果であり、学生が専攻を修了する時点で、どのような知識・能力を身につけているかを具体的に示すものである。学習・教育目標は、専攻が自らの使命・目的・教育理念に基づいて、独自に設定するものである。基準1(3)は、学習・教育目標を明確に設定し、学生および教員に開示することを求めるとともに、学習・教育目標の設定が適切なものであるための要件を定めている。

本認証評価の目的は、申請のあった専攻に対して、学習・教育目標が適切に設定されていること、その目標を学生に達成させるための教育活動が実施されていること、目標を達成した学生を修了生としていること、教育改善の努力を自主的に継続して行なっていることを確認することによって、当該専攻における教育の質を保証し、教育研究水準の向上に資することにある。したがって、学習・教育目標は、認証評価の前提となるものであり、学生がその学習・教育目標を達成するための教育内容・教育手段へと展開することができ、さらにその学習・教育目標に対する学生の達成度を水準も含めて判定できる内容であることが必要である。

学習・教育目標に求められる水準は、高度な専門職業人に期待される専門職大学院レベルの教育として適切なものでなければならない。しかし、この水準は時代とともに変化するものであり、本評価基準にこれを具体的に記述、明示することは困難である。当該専攻が対象とする技術分野における標準的な指標を参照する等、適切な水準を設定する努力が望まれる。

基準1(3)に示されている要件(i)～(vi)は、専攻が独自の学習・教育目標を設定するにあたって、そこに含めるべき知識・能力等の要件を示している。したがって、例えば、要件(i)～(vi)のそれぞれに対して、専攻独自の具体化した内容・水準を書き示す形で学習・教育目標を設定することもできる。その際、(i)～(vi)の項目分けにそのまま従う必要はなく、それぞれの専攻の掲げる教育目的、理念などとも連係した形で記述してもよい。

要件(i)～(vi)は、次のことを意図して定めている。

(i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力

専攻が対象とする分野において求められる高度な専門的知識と実務を含めたその応用力について、学生がどのような知識を修得し、どのような能力を身につけるか、具体的に記述することが求められる。

(ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力

これは、専攻が対象とする分野における複雑な問題であっても、その構成要素や問題点等を分析し、解決すべきあるいは探求すべき課題を設定し、解決策を見出す能力を意味している。これには、必ずしも解が一つでない課題に対して、種々の学問・技術を利用して、実現可能な解を見つけ出していく能力なども含まれる。

実際の問題解決においては、構想力／課題設定力／種々の学問・技術の総合応用能力／創造力／公衆の健康・安全、文化、経済、環境、倫理等の観点から問題点を認識する能力、および、これらの問題点等から生じる制約条件下で解を見出す能力／構想したものを図、文章、式、プログラム等で表現する能力／コミュニケーション能力／チームワーク力／継続的に計画し実施する能力等を総合的に発揮することが要求される。このような能力は、内容・程度の範囲が広い。このことを踏まえ、専攻として学生に修得させる問題解決能力等を具体的に設定することが求められる。

(iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養

産業技術系専門職大学院として高度な専門職業人を育成する上で、当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養は欠くことのできない知識・能力である。専攻としてどのような知識を修得させ、どのような能力を身につけさせるかの具体的な記述が求められる。

(iv) 継続的に学習できる能力

高度な専門職業人として、専攻修了後も自身で新たな知識や能力を獲得し、自主的に継続して学習していく能力が求められる。

(v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行なうために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル

この項目は、コミュニケーション能力、文化・言語等が異なる国際的環境下で働ける能力、プロジェクト管理能力、チームワーク力、技術者倫理や専門家としての責任の認識などを意図している。

(vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度

高度な専門職業人として、職業倫理を理解し、その職務を遂行する過程において、常に倫理規範を守るための知識の修得と、態度の涵養を図ることが求められる。

専攻が独自の学習・教育目標を設定するにあたって、(i)～(vi)以外の知識、能力の修得・涵養を行なっている場合は、専攻における特色ある教育研究の進展に資する観点からも評価に値するものと判断でき、自己評価書には、積極的に記述することが望まれる。

基準1(3)では、学習・教育目標を学生および教員に開示することを求めているが、専攻の使命・目的ならびにDPのように、広く社会に公開することを義務づけてはいない。学習・教育目標を広く社会に公開することは、専攻の教育を積極的に開示しようとするものであり、審査においても、優れた取組みとして評価に値するものと判断できる。

基準1(4)は、研究科等の名称に関するものである。法令により、研究科等の名称は、研究科等として適切であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであることが求められる。

最後に、学習・教育目標と、基準1(2)にあるDPをはじめとするいわゆる「三つの方針」との関係について説明する。

三つの方針とは、修了の認定に関する方針(DP)、教育課程の編成および実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー、以下「CP」とする)、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー、以下「AP」とする)の三つであり、法令では、すべての大学等に、この三つの方針を定め、公表することが求められている。

三つの方針は、その策定・運用に関するガイドラインに、以下のように定義されている。

DPは、各大学院、研究科、専攻の教育理念に基づき、どのような力を身につけた者に修了を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるものである。

CPは、DPの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針である。

APは、各大学院等の教育理念、DP、CPに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果を示すものである。

上記定義によれば、DPは、専攻の修了の認定に関する方針であり、おおむね本評価基準における学習・

教育目標と同等のものといえよう。したがって、専攻の定めた DP が、本評価基準の求める学習・教育目標として適用可能なものであるならば、DP を学習・教育目標として用い、認証評価をすすめてよい。

反面、DP には、学習・教育目標にあたる内容のみならず、学位授与に関わる種々の条件が規定されていることであろう。また、法令では、必ずしも専攻独自の DP を策定することが求められてはおらず、より広く研究科、大学院を単位として、策定されることも想定される。こうした場合、本評価基準が求める学習・教育目標として、DP を用いることが適当でないことであろう。そうした場合には、DP とは別に適切な学習・教育目標を設定することが求められる。

上述の DP と学習・教育目標との関係・とらえ方は、ほかの二つの方針についても同様に適用し、認証評価をすすめられたい。

【基準 2】

基準 2 学生受け入れ方法

- (1) 学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。

【解説】

基準 2 は、学生の受け入れ方法に関するものである。専門職大学院には、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことが求められる。また、専門職大学院では、さまざまな学歴・職歴を経た学生を受け入れることが少なくない。これらの点に鑑みても、AP を適切に定め、それに従って学生の受け入れが行なわれていなければならない。

基準 2(1)は、学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生(原則として学士の学位を持つもの)を入学(編入学・転入学を含む)させるため、AP を明確にし、それを学内外に公開し、さらに、選抜の方法等に適切に反映していることを求めている。

AP については、基準 1 の解説も参照されたい。

【基準 3】

基準 3 教育方法

- (1) 教育課程の編成および実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。
- (2) 学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。
- (3) カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。
- (4) カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。
また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。
なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラ

バスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。

- (5) 学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉強意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。
- (6) 授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。
- (7) 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。
- (8) 一年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。
夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行なっていること。
- (9) 多様なメディアを利用して遠隔授業を行なう場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。
- (10) 通信教育によって授業を行なう場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。
- (11) 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行なう場合、実習先が十分確保されていること。
また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。

【解説】

基準3(1)は、CPの策定と公開、CPとDPの一貫性確保に関するものである。CPについては、基準1の解説も参照されたい。

基準3(2)は、学生に学習・教育目標を達成させるためのカリキュラムの設計と開示に関するものである。基準1の解説にも述べたように、学習・教育目標をどの程度の内容・水準とするかは、専攻により決定されることであるが、社会の要請する内容・水準以上でなければならない。学習・教育目標を学生に達成させるために設定するカリキュラムについても同様である。

カリキュラム設計に当たっては、単なる講義の羅列ではなく、基準3(3)にあるように、演習、実習、PBL、インターンシップなどと組合せてモジュール化するなどの工夫により学生が系統的かつ効果的に学習・体験する機会を与えることが望ましい。

カリキュラムには、各科目と学習・教育目標との対応関係が明確に示されていなければならない。これは基準3(3)に指示されている。これにより、各科目の責任範囲を明確化し、学生が身につけたい能力に対応する科目を明示することができる。ただし、学習・教育目標の項目と科目が1対1に対応している必要はなく、例えば、学習・教育目標の1項目に数科目をあてることもできるし、特別講義や演習、プロジェクト等にいくつかの学習・教育目標を対応させることもできる。その際、各学習・教育目標に対応する科目を形式的に記載するのではなく、どのような知識・能力がどの程度身につくかを具体的に分かりやすく説明する必要がある。そのためには、学習・教育目標が十分具体的に設定されている必要がある。実験・実習・インターンシップなどに関しても、対応させる学習・教育目標を明確にし、どのような知識・能力がどの程度身につくかを示す必要がある。

基準3(4)は、科目の授業計画書(シラバス)について定めている。すなわち、カリキュラムの設計に基づいて、各科目のシラバスを作成し、それを当該専攻に関わる学生および教員に開示していることが求めら

れる。当該年度に開講されるすべての授業のシラバスは、原則としてその年度の冒頭に開示される必要がある。また、シラバスに従って実際に教育および成績評価が実施されていることが求められる。なお、シラバスには授業回数および各回の授業内容を明示することが望まれる。

シラバスには、それぞれの科目について、カリキュラムの中での科目の位置づけが分かりやすく記載されていなければならない。また、各科目の教育内容・方法、達成目標、および、成績の評価方法・評価基準が明示されていなければならない。基準2の解説にも述べたように、専門職大学院では様々な学歴・職歴を持つ学生を受け入れているケースが多いため、シラバスには履修要件(当該科目を履修するための前提知識、スキル、前提科目等)が明示されている必要がある。また、学習の内容および成績の評価方法・評価基準は、科目に割り当てられた学習・教育目標を達成できるように設定する必要がある。

教育および成績評価がシラバスに従って実施されていることを示すための根拠資料としては、シラバス、講義資料、成績資料(試験答案、レポート等の成果物)などがあげられる。特に、学習・教育目標達成のボーダーライン上にある成績資料は、専攻における教育の保証レベルを示す上で重要である。成績資料については、すべての受講生のものを保存する必要は必ずしもないが、成績分布状況を提示できるように配慮した上で、妥当な数のサンプルを実地調査の際に提示する必要がある。また、教育システムとしての継続性を確認する観点から、成績資料は直近の2年分を保存することを原則とする。

なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価を行なっていることが望ましい。

基準3(5)は、学生自身による学習・教育目標の達成度の点検に関するものである。学生自身にも、学習・教育目標に対する自分自身の達成度を継続的に点検させることを通じて、自己の長所や欠点を把握させ、履修指導等を通じて学習に反映させることに努めていることが求められる。

また、基準3(5)は、学生の学習支援システムに関するものである。授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できるシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示し、それに従った活動に努めていることが求められる。学習支援システムの構築・運用にあたっては、個別教員による独自の取り組みも望まれるが、それ以上に、専攻として、すべての授業等に対して一定以上の学習支援を行なう仕組みを学生に提供することが望まれる。

基準2の解説でも言及したように、専門職大学院では、さまざまな学歴・職歴を経た学生を受け入れることが少なくない。そのような場合には、学生に学習・教育目標を達成させるために、専攻は学生の背景の多様性を考慮した学習支援に努めていることが求められている。すなわち、学習支援の仕組みは、学生受け入れ方法やカリキュラムと適切に連携する必要がある。

基準3(6)～(11)は、教育方法に関わる法令による定めに基づく評価項目であり、その趣旨を十分理解した上で遵守しなければならない。

【基準4】

基準4 教育組織

- (1) 教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行なわれるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。
- (2) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。
- (3) 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。
- (4) 専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。
- (5) 法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。
- (6) 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指

導能力を備えていること。

- (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者
 - (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者
 - (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者
- (7) 専任教員のうちおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。
 - (8) 主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。
 - (9) 専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。
 - (10) 専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。
 - (11) 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。
 - (12) 2 以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも 1 名以上置いていること。
 - (13) 教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。
 - (14) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。
 - (15) 教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。
 - (16) 職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。

【解説】

基準 4 は、専攻の教育組織に関する評価基準である。教員組織編制の基本方針と、十分な数の教員、教育支援体制、ファカルティ・ディベロップメント(以下、「FD」とする)、スタッフ・ディベロップメント(以下、「SD」とする)、教員評価などが審査される。

基準 4(1) では、教員組織の編成に関する基本的な方針があり、それに基づいて組織編制が行なわれていることが求められる。これを推進するために、専攻の使命・目的達成に必要な教育システムに関する調査・研究・構築・実施・改善等を主導する人材を育成し、その有効な活動に必要な組織を構築することが望ましい。

基準 4(2) は、教員配置と教育支援体制に関するものである。カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していることが求められる。教員配置については、基準 4(3) 以下にある専門職大学院設置基準等法令に定められている教員数の規定があるが、これは最低基準と考えるべきである。

基準 4(3)～(12) は、教育組織に関わる法令による定めに基づく評価項目であり、その趣旨を十分理解した上で遵守しなければならない。

なお、基準4(7)に定める実務家教員については、単に専任教員のうちおおむね3割以上を占めていることだけではなく、以下に示すような関連する評価項目も考慮した上で審査される。

- 実務家教員は、専攻が対象とする分野における研究業績を有しない場合、その保有する技術・技能が専攻の対象とする技術分野の標準的な指標に照らして高度なものと判断されること。(基準4(6)(ii)・(iii))
- 担当する分野の修士、博士の学位もしくは専門職学位を有さない教員や、研究業績を有しない実務家教員が専任教員の大部分を占めている場合、専攻の学習・教育目標に対して妥当性があること。(基準4(7))
- 専任教員に対する研究費が過少、教員研究室が狭隘、というような問題がないこと。(基準5(3))
- 専任教員に対する給与、勤務日数、授業時間数、雇用形態、管理運営への参画について妥当性があること。(基準4(10))

基準4(13)は、教員の教育貢献評価に関するものである。教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、それを当該専攻に関わる教員に開示し、それに従った評価の実施に努めていることが求められる。教員の教育活動における工夫・努力や成果を業績として正当に評価し、評価された活動については、FD などを通じて、他の教員等に広めることが望ましい。

基準4(14)は、教員間連絡体制に関するものである。教育効果を高め、教育システムの改善を促進するためには、カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、担当教員間の連絡がスムーズに行なえる仕組みを整備する必要がある。また、その仕組みが実際に機能しており、教員間のコミュニケーションが取れていることが求められる。これによって学生の状況をすばやく把握することができ、担当教員が個別に対応するよりも効果的に教育を行なうことができる。

基準4(15)と(16)は、FD および SD に関するものである。教職員の質的向上を図る仕組みがあり、それを当該専攻に関わる教職員に開示し、それに従って活動を実施していることが求められる。FD および SD は教育の質的保証をより高いレベルで実現するために不可欠な取り組みであり、講演会等を開催して教職員を啓発するだけでなく、より実効性の高い取り組みを組織的に実施することが望まれる。なお、基準4(16)にある職員(※)には、事務職員のほか、専攻の執行部、技術職員等も含まれる。

※ 27 文科高第 1186 号(通知)によれば、「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれること。」とされている。

【基準5】

基準5 教育環境および研究環境

- (1) 教育環境において、以下の(i)～(viii)が整備されていること
- (i) 学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。
 - (ii) 夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。
 - (iii) 専任教員に対して研究室を備えていること。
 - (iv) 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。
 - (v) 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。

- (vi) 大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。
 - (vii) 学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。
 - (viii) 学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。また、通信教育を行なう場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行なわれていること。
- (2) 研究環境において、継続的な研究成果の創出のための環境が整備されていること。

【解説】

基準5は、専攻の教育環境ならびに研究環境に関するものである。施設、設備、財源、学生・教員への支援の仕組み等が審査される。

基準5(1)(i)は、施設、設備に関するものである。学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していることが求められる。施設の基準面積等については、大学院設置基準等の法令を遵守することが求められる。附属図書館の保有図書数や、電子ジャーナル、データベース等の整備状況は、本項目で審査する。

教育環境は、専攻の取り組みだけでは、必ずしも変更・改善できるものではないが、認証評価を受けることにより、専攻関係者の認識を深め、審査結果を利用してその教育機関当局と改善交渉を進めるきっかけとできる等、認証評価・審査の意義は小さくない。重要なのは、教育環境改善のための不断の努力である。なお、専攻の責任に帰すことのできない事項であっても、認証評価基準および法令を満たしていないと判断される場合は、当該専攻は不適合と判定される。

基準5(1)(ii)～(vi)は、教育環境に関わる法令による定めに基づく評価項目であり、その趣旨を十分理解した上で遵守しなければならない。なお、大学院大学において、多くの部分を専門学校等と共用しており、学生数に比して専有している校舎面積が狭小な場合など、施設・設備に関する問題がある場合には、基準5(1)(vi)で指摘する。

基準5(1)(vii)は、財源に関するものである。学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを、教員組織のみならず、経営層も協力して行なっていることが求められる。

基準5(1)(viii)は、学生への支援体制に関するものである。教育環境に関して、学生の勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示し、それに従った活動に努めていることが求められる。

評価基準ならびにその解説の各所に「教授研究」「教育研究」とあるように、教育と研究は、大学・大学院にとっての「車の両輪」に、しばしばとえられる。上述したように、基準5(1)は、教育環境に関する評価項目であり、具体的には、施設、設備、財源、学生支援の仕組み等に関するものであった。これに対し、基準5(2)は、研究環境に関する審査を行なうためのものである。この評価項目は、文部科学省令の一部改正(※)に示された「継続的な研究成果の創出のための環境整備」に係わるものである。

※ 5 文科高第 2305 号(通知)によれば、「…認証評価機関が定める評価基準に共通して定めなければならない事項として、①継続的な研究成果の創出のための環境整備に関すること…を追加する。」とされている。

ここでは、「研究」という用語について、産業技術系専門職大学院における「研究」をどのようにとらえるかを説明する。なお、以下の説明は、同「研究」のその一例に過ぎない。本評価項目では、学習・教育目標に関する記述と同様に、受審専攻が自らの行なうべき「研究」についての考え方を説明し、その「研究」成果を継続的に創出するための環境整備の考え方と、その実施について、記述することが求められる。

一般に、大学・大学院における研究には、教員が行なうものと、学生が行なうものがある。教員が行なう研究は、産業技術系専門職大学院においても、専門職大学院でない大学院においても、基本的に変わりはないと言えよう。一方、学生が行なう研究は、少し様相が異なる。すなわち、修士論文、博士論文の提出が修了要件等として求められる大学院においては、その論文作成のための研究が、学生にとっての典型的、中心的な研究となる。これに対して、産業技術系専門職大学院においては、一般に修士論文研究等は求められない。基準1(3)の解説に述べたように、問題解決能力を養成するために行なわれる特定の課題研究や実証研究等が、産業技術系専門職大学院における学生の行なう研究の典型例と考えられよう。

上述のような研究の考え方、とらえ方をとる産業技術系専門職大学院においては、その研究成果を継続的に創出するための環境整備のうち、まず教員が行なう研究については、専門職大学院でない大学院におけるそれと同様にとらえ、そうした研究のために求められる環境整備（いわゆる「ヒト、モノ、カネ」、そして各種の支援等）を行なう必要がある。ただ、この環境整備のほとんどは、基準5(1)の教育環境のそれとして審査されているものと同一と考えることができる。一方、学生（、ならびに、その指導教育を行なう教員）が行なう研究については、上述した課題研究や実証研究等が、（教育カリキュラムの一部として）継続的に行なわれ、その継続的な実施および継続的な成果の創出のための環境整備が行なわれていることが求められる。ただ、この環境整備についても、基準5(1)や他の評価項目において、かなりの部分が記述されているものと考えることができる。したがって、この評価項目においては、他の評価項目での関係する説明、記述を参照しながら、専攻の研究環境整備について述べることになる。

前述したとおり、ここまでの説明は、あくまで研究のとらえ方とその研究環境整備の自己評価の説明の一例をあげたものであり、前述のとおり、基準5(2)については、受審する専攻の考えに基づく研究と、その環境整備について、説明することが求められる。

【基準6】

基準6 学習・教育目標の達成

- (1) 学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。
- (2) 修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。
- (3) 在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。
- (4) 当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。
- (5) 授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。

【解説】

基準6は、専攻の学習・教育目標の達成に関する評価基準である。専攻には、修了生が専攻の設定した学習・教育目標を達成していることを、修了判定資料等の根拠資料を提示して示すことが求められる。基準1・3の解説で述べたように、学習・教育目標やカリキュラムは、専攻により決定されるものである。これと同様に、学習・教育目標の達成を証明する方法も、専攻により決定されるものであり、それは第三者か

ら見ても適切なものでなければならない。

基準6(1)は、修了認定の基準と方法に関するものである。専攻の修了認定基準を満たすことにより、修了生が学習・教育目標を達成することを論理的に説明することが求められる。学生に、修了要件および修了判定の方法を、あらかじめ明示するとともに、それに従って適切に運用していることが求められる。

基準6(4)は、単位互換および既修得単位の認定に関するものである。学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や当該専攻に入学前に修得した単位を、当該専攻で修得した単位として認定する場合、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行なっていることが求められる。単位互換や既修得単位の認定を行なう場合も、認定する科目に割り当てられた学習・教育目標が達成されていることを確認することが求められる。

基準6(2)・(3)・(5)は、修了認定等に関わる法令による定めに基づく評価項目であり、その趣旨を十分理解した上で遵守しなければならない。なお、長期履修制度を採用している場合は、基準6(2)に即したものでなければならない。

【基準7】

基準7 教育改善

- (1) 当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。
- (2) 点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。
- (3) 定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。
- (4) 定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。

【解説】

基準7は、専攻の教育改善に関する評価基準である。教育システムに対する点検・評価システムと、それによる継続的な改善活動が審査される。教育システムと同様、点検・評価システムは、専攻等(研究科ないし大学全体等を含む)が制度を整備した上で組織的に実行している取り組みであり、個別教員による工夫や努力だけに依存するものであってはならない。

基準1で定められた学習・教育目標および、基準3で定められた教育課程では教育システムの計画(Plan)にあたる部分を審査する。また、基準3および基準6では教育システムの実施(Do)を審査する。点検・評価システムは、教育システムが計画に従って適正に運用されていることを検証(Check)するための仕組みであり、検証結果に基づいて継続的改善(Action)が基準7(4)に従って実施される。そのため、本基準は、教育の質を継続的に高めるPDCAサイクルを構築するための重要項目である。

基準7(1)は、点検・評価システムに関するものである。専攻における点検・評価の中で、修了認定結果等に基づき、基準1～6に則して教育システムを点検していることが求められる。

基準7(2)は、点検・評価システムの要件を示している。点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるように構成していることが求められる。

基準7(3)は、自己点検・評価の実施および情報開示に関するものである。法令により、大学(が設置する専攻)には、その教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行ない、刊行物への

掲載やホームページでの公開等、広く周知を図ることができる方法によって、積極的な情報提供を行なうことが求められる。

基準7(4)は、継続的な改善に関するものである。専攻における点検・評価の結果に基づき、基準1～6に則して教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、それに従って活動の実施に努めていることが求められる。

【基準8】

基準8 特色ある教育研究活動

- (1) 特色ある教育研究の進展に努めていること。

【解説】

基準8は、教育研究に関する特色ある取り組みに関する評価基準である。専攻が特色ある取り組みを行なっている場合、優れた特色ある取り組みは評価に値するものと判断されるため、積極的に取り組むことが望ましい。本基準における特色ある取り組みは、基準1～7のいずれかに該当するものに限定するものではなく、教育研究活動全般に渡って専攻が実施している取り組みが対象である。なお、特色ある取り組みを行なっている場合、それが専攻の学習・教育目標の達成と整合していることが望ましい。特色を出すために学習・教育目標と整合しない取り組みを実施した場合、本来目標とすべき学習・教育目標の達成をより難しくするだけでなく、学生や教職員に余分な負担をかけることに留意する必要がある。